

資料

故蘆立文二氏筆記

神戸寅次郎先生講述 契約総則（合致論ノ部）

——神戸寅次郎民法講義拾遺——

II

内池慶四郎

資料解題

蘆立ノート「契約総則」覚え書き

一 本資料——蘆立ノートとその筆記者について

本ノートを筆記した蘆立文二氏（明治二八年生—昭和五二年没）は森岡敬一郎名誉教授の尊父に当たる。大正四年慶應義塾普通部卒業、同九年法律科本科三年卒業後に日本銀行に入行。同一〇年住友銀行に移り結婚により森岡姓に改姓。昭和一七年住友銀行を退社。森岡興業・東京亜鉛メッキ・東京銅鉄倉庫の常任監査役を経て昭和三〇年より五

〇年まで東京銅鉄倉庫社長を勤めた。昭和五二年没（享年八四歳）。以上の略歴は森岡教授のご教示による。蘆立ノートは筆者（内池）が同教授より恵与された貴重な資料の一部であるが、教授のご厚意を得て此処に公刊する次第である。

本ノートは蘆立文二氏が本科三年生（大正八年）の時に受講された神戸先生の講義「契約総則」の筆記ノートである。ペン書きでA4版ノート三十数頁にわたり浄書されたもので神戸先生の緻密な講義が見事に整理された形で記録されている。分量的には一学期（半期）の部分的な講義であったのかも知れない。甚だ残念なことに本ノートの記述は意思表示の客観的合致の途中から始まり、合同行為と契

約との比較の途中で筆記が断絶している。従って本ノートは契約総則の講義全般に及ぶものではなく、契約論の基礎課題としての意思表示の合致論の一部に関する記述であるが、神戸先生の精緻な理論展開（従来未知の部分に関する重要な内容を含む）を極めて正確に伝えるもので、筆記者の力量を感じさせるものである。出来るだけ忠実な再現を試みたが、未完結の断片的な講義内容の記述である上に、筆者（内池）が転記に際してのミスもあると思われるが、神戸学説の興味深い資料として此処に収録した。

神戸先生の民法講義は、年度によって講義範囲が異なる。津田ノート（大正一二年度）や峯村ノート（昭和二年当時）の頃の神戸先生の講義では債権各論の中で合致論が扱われて居り、特に契約総則として別建ての科目は立てられていない。大正九年に卒業された蘆立文二氏のノートによれば、本科一年生当時に神戸先生の「民法総論」及び「債権」（総論）の講義が、二年生当時に同じく神戸先生の「債権各論」の講義がある。この「契約総則」（大正八年度）の講義は、二年生の「債権各論」とは別に、特に三年生を対象として契約法の基礎理論を意思表示の合致の要件を中心に神戸先生が詳細に講義されたものである。

蘆立氏の受講された講義内容から見て、当時の神戸先生

の講義は概説風に講義範囲が広範囲に進められている（民法総論は時効まで、債権総論は保証債務まで、債権各論は賃貸借にまで及んでいるもので、後年の講義範囲よりはるかに広い）。一般講義では詳細な議論を意識的に避けられて、特に三年生の段階で民法特殊講義と言うような形で、この契約総則の講義をされたのではないかと思われる（ちなみに二年生を対象とする債権各論の講義ではこの合致論の部分が省略されている）。講義内容のレベルの高さ・密度と対象の限定されている点よりして、おそらくは限られた学生を相手とする研究会のような形式の特別講義ではないかと想像される。

二 本ノートの内容について

この「契約総則」講義は、契約における意思表示の合致について詳細に議論が展開されている。この問題は神戸契約理論の中心的課題を扱ったものであり、エルトマンの錯誤論に対する批判や法学上の概念構成の方法を詳論されているなどの点で、神戸先生の理論構成の方法論が窺われる極めて貴重な資料である。

本ノートの記述は、突如として孤児院の設例から始まる。之は神戸先生の講義の順序から見ると、当事者の同一性に

関する意思表示の無効合致の例と思われる。ちなみに峯村ノート「債権各論」二〇頁に無効の合致の例として「例へば甲ガA孤児院二千円ヲ寄付セントスル内心意思ヲ有シB孤児院ヲA孤児院ト誤信シ自ラB孤児院ニ行キテ千円ノ寄付ヲナスベキ旨ヲ申込タリ。其後ニ至リ其孤児院ハ甲ニ対シテB孤児院ノ名義ヲ以テ承諾書ヲ発送セリ」とある事例と同一である（同じ例が神戸先生の「契約総則」大正四年刊行六〇頁にも引かれて簡単に説明されている）。此処までに神戸先生は、当事者の同一性をめぐる錯誤―無効合致―の説明をされて、此処から以後が当事者の同一性の誤解から客観的不合致が生ずる場合を説かれて居られるので、おそらく講義は、此の前の部分で錯誤と不表見的不合致との区別に関する説明がなされていた筈である。

本ノートの末尾も、契約と他の法律行為とくに合同行為との区別に関して、共同的意思表示の例の部分で終わっているが、此処では恐らくこの例に引き続いて合同行為の他の類型として決議と法人設立行為と契約との対比・分析がなされる筈で、前掲峯村ノート「債権各論」二六頁以下の部分が、之に該当することになろう（前掲・神戸「契約総則」八〇頁以下の記述参照）。但し此の蘆立ノートにおける共同的意思表示の説明は、峯村ノートや「契約総則」の

概説的記述に比較して、はるかに詳細である。

三 本ノートに見られる 神戸学説の特質とその問題提起

この講義においては特に意思表示の到達と合致の問題に関する議論が興味を惹く点である。客観的合致の場面での錯誤と不合致（とくに不表見的不合致）の区別に関して、同名異人に対する意思表示の到達をどのように理解すべきかという問題を巡り、意思表示の多義性を重視する神戸理論よりするエルトマン学説の鋭い批判と共に意思表示の成立・不成立と合致・不合致の区別に関する精緻な分析が目される。

また契約成立の要件としての主観的合致の強調は、神戸契約論の大きな特色をなすものであるが、この主観的合致が何故に契約成立の不可欠の要件となるかについて、神戸先生の最も詳細な議論が此の講義においてなされていることに注目される。此処で神戸先生が相手方ある意思表示に於てWille 2 Absichtとを区別するドイツ学説を援き、意思表示に内在する通知行為としての特質を指摘して居られることは興味深い点である。⁽¹⁾即ち神戸説は、抽象的な意思とか表示といった概念よりも、具体的な表示行為の現実

の姿に着目して表意者と相手方との内心的連絡を本来の目的とする通知の意図を重視されているのであり、対話者・隔地者間の種々な場合の検討においても、このような現実の生活現象への観察に留意されて、主観的合致の要因を把握されている姿勢を見ることが出来る。

神戸説では、このように一方においては「法律を離れた」自然の観点より生活関係の必然性といったものを探索しつつ、他面においては法律がこのような自然的要素をどの範囲で如何なる程度に法律要件として取り入れているかを検討する。此処では具体的な法規が解釈論の対象として取り上げられ、各規定が如何なる目的の為にどのような状況を如何ように規定しているかが探究される。これらの各規定内容の分析された結果が総合されて、例へば契約、単独行為或は当事者といった各種の法概念が定立されることとなる。⁽²⁾ 概念構成におけるこのような神戸先生の論理の進め方が随所に見られる所が本講義で興味ある所である。尚この他にも本ノートには、個々の論点に関連して将来の大きな学問的課題が提示されている。例へば当事者概念の決定に関して代理行為の主体を如何に捉えるか(一二〇頁)、或は今後 to 個々の合同行為の研究が進歩すれば、果たして合同行為といふ概念は不要になるのではないか(一二一

頁)といった問題提起がなされている。此等は今日尚未解決の民法学の課題である。

(1) 一個の表示行為が意思表示と觀念表示との兩者を含むと言う見方について神戸・「契約総則」八五、八六頁は、Zitelmann, Irrtum, S. 124, Rechtsgeschäft, S. 98ff. (Stoben/Vorsellung の対称)及び岡松・法律行為論一〇三頁以下を参照する。この意思表示と觀念表示との区別が、決議や法人設立行為に於ける意思表示の分析に登場することについては「契約総則」九三頁、峯村ノート「債権各論」二七、三〇頁以下参照。とくに峯村ノートにおいては、合同行為における意思表示について、特に票決における意思表示と觀念表示との分析に神戸先生の独特の考察が加えられている。

(2) 例へば主観的合致の要件を求めるに際しての「分析的研究」と「総合的研究」とによる概念構成についての本ノートの記述参照。

故蘆立文二氏筆記（大正八年）

神戸寅次郎先生講述 契約総則

目次

ロ 不合致ノ場合

ハ 意思表示ノ成立セサル場合

ニ 主観的合致

甲 対話者間ノ場合

乙 隔地者間ノ場合

（一）二個ノ意思表示カ順次ニ為サルル場合

（二）二個ノ意思表示カ同時ニ為サルル場合

ホ 契約ト他ノ法律行為トノ區別

甲 契約ト所謂合同行為トノ區別

一 共同的意思表示ノ場合

其後ニ至リ其孤児院ハ甲ニ対シB孤児院ノ名義ヲ以テ承諾書ヲ発セリ。此ノ場合ニ如何ナル法理ニ依ルベキヤト云フニ、初メ甲ガB孤児院ニ行キツツアル間ニ既ニ甲ノ腦中ニ於ケル見解即チ主観的ノ見解ト客観的見解トハ全ク相違シ居レリ。其孤児院ノBナルコトハ客観的見解ニヨレバ確定シ居レリ。然ルニ甲ハ自ラ之ヲA孤児院ト信ジタルナリ、此場合ニハ単ニ普通ノ錯誤アリト云フノ他ナシ。此意思表示ニ付テ云ヘバ、客観的ノ見解ニ依レバ甲ノ内心意思ト表示上ノ意思トハ一致セサルコトナルナリ。何トナレバ甲ハ内心ニ於テB孤児院ヲA孤児院ト考ヘ居リタルガ故ニ、内心意思其モノハA孤児院ニ相違ナキモ暗黙ニ表示シタル所謂表示上ノ意思ハ甲ガB孤児院ニ行キツツアル所ノ挙動ノ中ニ現レテ居リタルナリ。而シテ甲自身ヨリ云フ時ハ此暗黙ノ意思表示モA孤児院ニ相違ナシト雖モ唯客観的ノ見解ヨリスルトキハB孤児院ニ相違ナキガ故ニ此処ニ所謂錯誤ヲ生ジタルナリ。従ツテ双方ノ内心意思ハ符合セザルモ双方ノ表示上ノ意思ハ符合スルモノト見サルベカラズ。故ニ此場合ハ茲ニ云フ無効ノ合致ノ場合ニ属スト云ハサルベカラズ。

ロ 不合致ノ場合

1 甲ガ源九郎ト契約ヲ為スノ内心意思ヲ有シ宛名ヲ源九郎ト明記シタル申込書ヲ発シタルニ同名異人ノ源九郎ニ到達セリ。此同名異人ノ場合ニ付テハ從來学者ノ一大議論アリタリ。殊ニエルトマンノ如キハ、此場合ト他ノ場合トヲ比較シテ研究スルニ付テ種々ノ点アリ其結果ヲ著シタルモ、確定不動ノ結論ニ達スルコトナクシテ止ミタリ。之ハ何故カト云フニ前述ノ誤解性ヲ特ニ研究セザリシ故ナリ。

今此申込書ヲ受領シタル源九郎即チ同名異人ノ源九郎ハ、固ヨリ其承諾書ニ源九郎ト記シテ送レリ。此場合ニ第一ニ起ル問題ハ意思表示ガ果シテ成立スルヤ否ヤト云フ問題ナリ。誤解性ノ如何ヲ究メザル学者ノ側ヨリ云フ時ハ、意思表示其モノガ既ニ成立セズ若シクハ効力ヲ生ゼズト論ズルナリ。然レドモ吾人ヨリ見ル時ハ、初メヨリ誤解性アルガ故ニ意思表示ハ成立スルモノト見ルナリ。又効力ヲ生ジ得ベキ可能性ヲ有スルモノト見ルナリ。即チ甲ノ申込書ニ記載シタル表示ハ源九郎トアレドモ、世間ニ二人ノ源九郎ナル人アリテ客觀の見解ニ依ルトキハ果シテ何レノ源九郎ヲ意味スルカラ判定スルコトヲ得ズ。之即チ誤解性ノ存スル所以ナリ。然ラバ同名異人ノ源九郎ガ承諾書ヲ発シタル場合ニ其承諾書ニ於ケル表示ハ誤解性ヲ有セザルヤト云フニ、之又右ト同一ノ理由ニ依リテ誤解性ヲ有スルモノト云ハザルベカラズ。即チ客觀の見解ニ依レバ勿論ノコト申込者ノ甲ヨリ見ルモ尚誤解性アリト云ハザルベカラズ。如何トナレバ甲ハ唯其表示ヲ見ルノミニテハ、果シテ表示其モノニ存スル源九郎ハ真ニ自ラ意味シタル源九郎ナリヤ又ハ同名異人ノ源九郎ナルヤハ之ヲ知ルコト能ハザルガ故ニ、此場合ハ双方誤解ノ存スル場合ニシテ双方ノ内心意思ガ符合セズ又双方ノ表示上ノ意思モ符合スルコトナシ。故ニ此場合

ハ明カニ不表見的不合致ノ場合ニ入ルナリ。故ニ此場合ハ研究上比較的ニ簡單ナリ。尚之ト同一ノ法理ニ依ルベキ場合ナレドモ学者間ニ最モ論争アル場合アリ。以下ニ之ヲ挙グベシ。

2 甲ガ源九郎ト契約ヲ為スノ内心意思ヲ有シ宛名ヲ単ニ源ト記シタル申込書ヲ送レリ。其申込書ガ源八郎ノ許ニ到達セリ。而シテ其源八郎ハ其承諾書ニ単ニ源ト記シテ発送セリ。此場合ハ上述ノ場合ト結局同一ノ法理ニ依ルベキモノナルモ、唯之ニ関シテハ有力ナル反對論アリ。

即チエルトマンノ錯誤論之ナリ。其錯誤論ノ大要ヲ見ルニ単ニ源ト記シタル意思表示ガ源八郎ノ許ニ到達スルトキハ其到達ト云ヘル事實ソレ自身ガ一大有力ナル根拠トナリ、意思表示其モノノ意味ハ客觀の二確定シテ動かズ単ニ源八郎ト云ヘル義ヲ有スルニ至ルモノト為スナリ。茲ニ於テカ大イニ研究セザルベカラザル論点ヲ生ズ。初メ其単ニ源ト記シタル意思表示ガ表意者ノ手ヲ離脱スル時及相手方ニ到達スル以前ニ於テハ、如何ナル標準ニ依リテモ誤解性アリト云ハザルベカラズ。然ルニ其意思表示ニ対シテ到達ト云フ事實附著セルトキニ其誤解性ハ消滅スルト云ヘル議論即チエルトマンノ議論ノ骨子ナリ。

然レドモ単ニ到達スルモ意思表示其モノヲ抽象シテ觀察ス

ル時ハ、未ダ八郎ト云ヘル名前ヲ包含セルモノトナスニ至ラズ。殊ニ如何ナル意思表示ト雖モ最初ニ一定ノ性質ヲ有スルトキニハ、後ニ至リ唯到達ト云ヘル一事実ニ依リテ其性質ヲ変ズルコトハ之アルコトナシ。故ニ此場合ニ於テモ到達ト云ヘル事実ヲ根拠トシテ意思表示ノ性質ヲ変ゼントスルハ不当ナル觀察方法ナリ。然ラバ若シ此意思表示ガ申込者甲ニ於テ意欲シタル源九郎ノ許ニ到達シタリトセバ其意思表示ハ誤解性ヲ失フカト云フニ之又然ラズ。単ニ源トアルガ故ニ仮令九郎ノ許ニ到達スルモ又ハ八郎ノ許ニ到達スルモ到達其モノニ依リ性質ヲ変ズルノ理ナシ。今エルトマンノ議論ニ依レバ、到達ト云フ事実ガ意思表示ノ性質ヲ変ズルモノトセバ、九郎ノ許ニ到達シタル場合ト八郎ノ許ニ到達シタル場合ト其結果ヲ異ニセザルヲ得ズ。即チ一方ニ到達スルトキハ九郎ト云ヘルコトヲ含ムコトトナリ、他ノ一方ニ到達スルトキハ八郎ト云ヘルコトヲ含ムコトトナルベシ。若シ斯クノ如クナストキハ当事者ノ意思表示其モノノ内容ヨリモ、寧ロ到達ト云ヘル事実ガ重キヲナスコトトナリ、偶然ノ出来事ガ寧ロ重要ナル問題ヲ解決スルコトトナルナリ。斯クノ如クナルトキハ最早意思表示若クハ法律行為ノ研究ノ範圍ヲ離レテ、寧ロ人ノ意思ト關係ナキ事実ノ研究ヲナスコトトナルベシ。

斯クノ如クエルトマンノ議論ノ結果ヲ考フル時ハ、到底法律上ニ於ケル正当ナル結論ニ到達スルコトヲ得ザルコトトナルガ故ニ、此意思表示ハ初メヨリ誤解性ヲ有シ到達ナル事実ニ依ルモ其誤解性ヲ失ハザルモノト解スルヲ正当トス。然ノミナラズ此解釈ニ依ルトキハ其結果モ亦極メテ良好ナリ。故ニ此場合ハ上述ノ1ノ場合ト同ジク双方誤解ノ場合ニシテ即チ不表見的不合致ノ場合ニ屬スルモノト論斷セザルベカラズ。

3 甲ガ源九郎ト契約ヲ為スノ内心意思ヲ有シ其宛名ヲ單ニ源ト記シタル申込書ヲ送リタルニ之ガ源八郎ノ許ニ到達セリ。而シテ源八郎ハ其承諾書ニ明カニ源八郎ト記シテ送レリ。此場合ニ付テモ學者間ニ議論アリ。反對論ノ要点ハ之亦錯誤ナリト云フニアリ。此場合ニ於テハ承諾書ニ現レタル表示ニハ誤解性ナキガ故ニ、此意思表示ノミヲ以テ根拠トナストキハ錯誤ナリト斷定スルヲ得ベキニ似タリ。然レドモ申込書ニ云フ所ノ單純ナル源ト云フモノニハ尚誤解性附著セルナリ。一個ノ意思表示ガ誤解性ヲ有シ他ノ意思表示ガ誤解性ヲ有セズシテ合致ガ成立セザル場合ハ、從來ノ法學上或ハ之ヲ錯誤ノ場合トシ或ハ之ヲ不合致ノ場合ト論ジタルモ、不合致ヲ來シタル原因ガ一方ノ意思表示ニ存スル誤解性其モノニ他ナラザルガ故ニ此場合ハ錯誤ノ場

合ニ非ズシテ不致ノ場合ト解セザルベカラズ。唯一方のノ誤解ト云フコトガ上述ノ 1・2 ト異なるノミニシテ、法理上ハ 1 ト 2 ト全ク同一ノ性質ヲ有スルモノト云ハザルベカラズ。

ハ 意思表示ノ成立セザル場合

甲ガ源九郎ト契約ヲ為スノ内心意思ヲ有シ其申込書ノ宛名ヲ源九郎ト記シテ送リタルニ其申込書ガ源八郎ノ許ニ到着セリ。此場合ニ付テ学者間ニ種々議論アリ。即チ問題ハ此場合ニ申込ノ意思表示ガ成立スルモノト見ルベキヤ否ヤト云フコトナリ。

何故ニ此問題ヲ生ジタルカト云フニ、元來申込ノ意思表示ナルモノハ、独逸ノ民法上ニ於テハ表意者ガ内心意思ヲ發表シ之ヲ書面ニ認メテ發送ノ手續ヲ為シ了リタル時ニ完成スルモノト見ルナリ。故ニ其手續ヲ為シタル瞬間ヲ分界線トシテ、其以前ニハ意思表示ハ全ク之ナキモノト見、其以後ニ於テハ意思表示ハ全ク客觀視セラレテ外界ニ存スル一物体ト見ラルナリ。故ニ之以後ニ於テハ其物体ノ存在ハ客觀的ノ法律上ノ事実ノ存在ナリ。故ニ単ニ此意思表示ノミヲ抽象シテ觀察スル時ハ、今此場合ニ於テ意思表示其モ

ノハ成立スルモノト云ハサルベカラズ。然ルニ唯或意思表示ガ相手方ニ対シテ為サルコトヲ要シ、且ツ其意思表示ガ到達主義ニ依リ相手方ニ到達シタリト云ヘル事実ニ依リテ初メテ完成スルモノト見ザルベカラザル場合ハ、其到達ト云ヘルコトガ即チ其意思表示ノ組成分子ヲ成スモノト見ザルベカラズ。而シテ其到達ハ之ヲ受クベキ資格アル人ノ許ニ於テ起ラザルベカラズ。而シテ其到達ガ之ヲ受クベキ資格ナキ人ノ許ニ起リタル時ハ、到達ソレ自身ハ之ヲ零ト觀ザルベカラズト云ヘル理論ヲ思考セザルベカラザルニ至ル。即チ此理由ニ依リ通説ハ此意思表示ハ全然成立セザルト同一ナリト為スニ至レリ。

即チ茲ニ云フ源九郎ト云ヘル者ト源八郎ト云ヘル者トハ、客觀的ノ見解ニ依ルモ又ハ甲自身ノ主觀的ノ見解ニ依ルモ同一ノ人ニ非ザルコトハ勿論ナリ。而シテ前述ノ如ク特定ノ相手方ヲ有スル意思表示ハ、原則トシテ特定ノ相手方以外ノ者ニ対シテハ意思表示タルノ資格ヲ有スルコト能ハズト見ルコトヲ得ルガ故ナリ。故ニ此場合ニ源八郎ガ仮令如何ナル種類ノ承諾ヲ為スモ合致ハ決シテ成立スルコトナシ。蓋シ合致ガ成立スルヤ否ヤト云フ問題ノ前提タル意思表示ガ初メヨリ零ナレバナリ。要スルニ此場合ハ合致不致ノ成立不成立ノ問題ノ場合ニ非ズシテ意思表示不成立ノ問題

ノ場合ナリ。故ニ契約ガ成立セザルコトハ勿論ナルモ其不成立ノ理由ノ証明ハ寧ロ意思表示ノ原則及ビ契約ノ本質ヲ以テ其根拠ト為サザルベカラズ。

二 主觀的合致

主觀的合致トハ契約ノ当事者ガ前ニ述ベ來ル客觀的合致ノ存在ヲ意識シ若クハ自覺スルコトヲ云フ。通俗ニ云ヘバ当事者各自ガ自己ト相手方トガ同一ノ意思ヲ有スル旨ヲ知ルコトヲ云フ。之ハ從來ノ法学上ニ於テハ學者ノ指摘セザル所ナリト雖モ、唯余ハ契約ノ組成分子ノ一ト見ルヲ正當ト認ムルガ故ニ特ニ之ヲ強調スル次第ナリ。

今法律ヲ離レテ日常起ル所ノ實際上ノ取引ニ付テ考フル時ハ、此主觀的ノ合致ト云ヘル一ノ事實ハ通常契約ノ一組成分子ヲ成スモノト見サルベカラザルベシ。如何トナレバ其分子ハ契約ヲ為ス当事者ノ心理ノ自然的状态ヲ見ル時ハ必ズ起リ來ル事實ニシテ、此事實ガ發生セサルニ於テハ到底承諾ノ意思表示ノ如キハ之ヲ為スコト不可能ナリト云ハサルベカラザレバナリ。然ラバ法律上ノ根拠如何ト云フニ、反對論アルベキモ法律上ニ於テモ亦勿論根拠アレドモ、今此場所ニ於テハ先ズ法律ヲ離レテ自然的ノ状態ニ付キ觀察

スルヲ目的ト為スカ故ニ、今ハ法律上ノ根拠論ヲ為サズ後ニ至リテ之ヲ充分ニ説明スベシ。即チ法律ヲ離レタル觀察ニ於テ自然的ニハ此状態ノ存在スルコトハ争フベカラザルモ、法律ガ如何ナル場合ニ如何ナル程度ニ於テ此組成分子ヲ必要條件トスルカハ各国ノ法律ノ立法政策ノ如何ニ依リテ異ナルモノナルガ故ニ、上述ノ自然的ノ事實ノ如ク一般の二之ヲ説明スルヲ得ズ。故ニ先ズ法律ヲ離レテ此事實ガ通常契約ノ組成分子ヲ成スコトヲ明カニシ然ル後ニ法理ノ点ヲ論及スルコトセン。

先ズ法律ヲ離レタル事實ニ付キ觀察スルトキハ、主觀的合致ガ欠缺スルトキハ契約ハ成立スルコトナシト斷言スルコトヲ得ルナリ。例ヘバ東京ノ甲ガ特定ノ古本ヲ千円ニテ売ラントノ正札ヲ出シ、大阪ノ乙ガ同一ノ古本ヲ同一ノ価格ニテ買ハントノ意味ヲ有スル公告ヲセリ。此場合ニ於テ二個ノ意思表示ガ同一ノ内容ヲ有スルト云フコトハ何人モ争フコトナシ。即チ所謂客觀的合致ノ成立シタルコトニ付テハ何人モ異論ナシ。然ルニ亦此場合ニハ契約ガ成立スルコトナシト云フ点ニ付テモ異論アルコトナシ。故ニ之ニ依ルトキハ客觀的ノ合致ハアルモ契約ハ成立セズト云ヘルコトハ明カナリ。然ラバ契約ノ組成分子ハ客觀的合致ノ他ニ尚存在スルモノト云ハザルベカラズ。然ラバ其存在スルコ

トヲ要スル組成分子ハ何ナルカト云フニ、当事者が相互ニ交換のニ其意思表示ヲ為スト云フコトナリ。相互ニ交換のニ意思表示ヲ為スト云フコトニ付テハ、從來ノ法學上ニ於テ申込ト承諾トヲ必要トスト云ヘル説明ノミニテ充分ナリヤ否ヤト云フニ、此等ノ文字ノ意味如何ニヨリテハ之ニテ充分ナリト云フコトヲ得ベキモ、詳細ニ觀察スルトキハ尚他ノ細キ分子ヲ発見スルコトヲ得ベシ。

即チ当事者ノ一方ガ申込ノ意思表示ヲ為スニ付テハ、特定の若シクハ不特定のノ相手方ヲ胸中ニ置キ其人ニ対シテ申込ナル意思表示ヲ為シ其意思表示ノ内容ヲ相手方ニ知ラシムルノ意思ヲ有セザルベカラズ。然レドモ此意思ニ関シテハ、從來ノ独逸ノ學者ハ適確ナル文字ヲ用キズ。即チ申込ナル意思表示ノ意思ニ関シテハ Wille ナル文字ヲ用キタレドモ、茲ニ云フ意思ニ関シテハ大多数ノ學者ハ特殊ノ文字ヲ用キザルヲ常トス。唯場合ニ依リ或學者ノミガ Absicht ナル文字ヲ用キタリ。然レドモ此 Absicht ナル文字ト Wille ナル文字トノ間ニ如何ナル相違アリヤト云フニ、独逸語學上極メテ漠然タリ。此 Absicht ナル文字ヲ用フル學者ハ、意思表示ノ意思ト此意思トヲ區別スルガ為ニ唯便宜上此 Absicht ナル文字ヲ用キタルニ過ギズ。唯此場合ニ於テ此 Absicht ト云フ文字ハ、単ニ意欲ノミヲ意味ス

ルニ非ズシテ觀念表示ヲモ含ムモノト解セザルベカラズ。何トナレバ相手方ニ対シテ自己ノ意思ヲ通知スルト云フ意欲ヲ包含スルモノト見ルニ非ザレバ、所謂主觀的ノ合致ノ要素ヲ成スモノト見ルヲ得ザレバナリ。勿論反對論者ノ云フガ如ク主觀的ノ合致ナルモノヲ必要ナシト論ズルトキハ、特ニ Absicht ノ意思ヲ研究スルノ必要ナキガ如キモ、而モ反對論者ト雖モ Absicht ナル文字ノ如何ニ拘ラズ斯ノ如キ一種ノ觀念ノ存在ヲ必要トスルコトハ決シテ争フコトヲ得ザルガ故ナリ。即チ問題ハ此 Absicht ナル觀念ガ果シテ契約ノ組成分子ヲ成スヤ否ヤト云ヘル点ニアルナリ。一般ニ觀察スルトキハ契約ノ要素ヲ成スト否トヲ問ハズ此 Absicht ナルモノノ存在セルト云ヘルコトダケハ明カナリト云ハザルベカラズ。

更ニ主觀的ノ合致ノ成立ヲ証明スルガ為ニ他ノ例ヲ挙げンニ、東京ノ甲ガ特定ノ古本ヲ千円ニテ大阪ノ乙ニ売ラントスルノ決意ヲナシ之ヲ手紙ニ認メテ乙宛ニ郵送シ、大阪ノ乙モ亦同一ノ決意ヲナシ之ヲ手紙ニ認メテ甲宛ニ郵送セリ。此場合ニハ双方トモ申込ノ形ヲナセリ。

今此例ニ於テモ二個ノ意思表示ハ同一ノ内容ヲ有スルガ故ニ所謂客觀的ノ合致ガ成立スルコトハ明カナリ。而シテ此例ニ於テハ前例トハ異ニシテ所謂 Absicht ハ明カニ存在

セリ。双方トモ相手方ノ同意ニ依リテ法律上ノ効果ヲ発生セシムベキ意識ヲ以テ相互ニ交換的ニ其意思表示ヲ為シタルレバナリ。然レドモ仮ニ甲乙双方ヨリ出シタル意思表示ガ途中ニテ天災ノ為消滅シ遂ニ双方ニ到達セズシテ止ミタリト仮定セバ如何。即チ相互ニ交換的ニ意思表示ヲ為シタルドモ尚契約ハ成立スルコトナシ。故ニ此交換的ニ意思表示ヲ為シタリト分子ノミニテハ契約ノ組成分子ハ充分ナリト云フコトヲ得ズ。此点ニ於テ反對論者ハ一大議論ヲ為セリ。

即チ反對論ニ曰ク当事者が相互ニ交換的ニ意思表示ヲ為セバ之ニテ充分ナリ。即チ双方ノ意思表示ガ相手方ニ到達スル以前ニ於テ天災ニテ消滅シタリトセバ契約ハ成立セサルコト勿論ナルモ、而モ之以後ニ於テ契約ヲ成立セシムベキ分子ハ当事者ノ意思ヨリ発生スルモノニ非ズシテ当事者ノ意思以外ニ於テ生ズル所ノ自然的ノ事實ニ他ナラザルガ故ナリト。此反對論ハ一応理アルガ如ク見ユレドモ、元來契約ト云ヘル法律行為自身ハ一般ニ行為ト云フガ故ニ、其契約ヲ組成スル分子ハ悉ク意思ノ發動ナラザルベカラザルガ如ク見ユレドモ、而モ契約ノ定義ヨリ見ルモ必ズシモ其分子ガ当事者ノ意思ノ發動タルヲ要スルニハ非ズ。当事者ノ意思ノ發動ノ結果トシテ生ジタルモノモ一方ヨリ見レバ單

ニ自然的事実ト云ヒ得レドモ亦契約ノ組成分子ヲ成スコトヲ妨ゲザルガ故ナリ。

更ニ又反對論者ハ曰ク、元來意思表示ナルモノハ表意者ヨリ分離セルモノニシテ客觀的ニ存在スルモノナリ。而シテ法律ハ其客觀的ニ存在スル意思表示ニ對シ特別ノ規定ヲ設ケ、或ハ表白主義或ハ発信主義或ハ到達主義又或ハ了知主義ヲ以テ其意思表示ノ効力発生ノ時期ヲ定メタリ。故ニ例ヘバ了知主義ヲ採リタル法制ニ於テ一ノ意思表示ガ相手方ニ依リテ了知セラルルコトハ了知ナル自覺ガ茲ニ一ノ事實タルニハ相違ナキモ、此事實ハ右ノ主義ノ結果トシテ生ズルモノナルガ故ニ特ニ之ヲ以テ契約ノ一組成分子ト數フルノ必要ナシ。蓋シ此事實ハ一般ノ意思表示ニ對シテ共通ノ事實ヲナスモノニ他ナラザルガ故ナリト。

然レドモ凡ソ學問ノ研究ハ時ニハ分析的ニ研究シ又時ニハ総合的ニ研究スルノ必要アリ。分析的ノ研究ハ極メテ必要ナレドモ、其結果トシテ出デタル種々ノ事實ガ相集合シテ初メテ一ノ法律要件ヲ成スモノタル以上ハ、種々ノ事實ノ各自ヲ以テ法律要件ノ組成分子トナスニ非ザレバ、少ナクトモ法律上ニ於テハ真ノ法律要件若クハ法律行為若クハ契約ナルモノノ定義ヲ明カニセルモノト云フコト能ハズ。換言スレバ分析的ノ研究ノ結果トシテ現レタル結果ニ對シ更

ニ總括の二一ノ概念ヲ作ルニ非ザレバ、法律の觀念ヲ完全ニ作成シタリト云フヲ得ズ。故ニ此場合ニハ未ダ当事者各自ガ客觀のノ合致ノ存在ヲ自覺セズ換言スレバ各自ガ相手方ト同一ノ意思ヲ有スル旨ヲ知ラザルガ故ニ、此一点ヨリシテ契約ハ未ダ其各組成分子ヲ具備スルモノト見ルコト能ハザルナリ。其自覺ヲ加ヘテ初メテ完全ナル組成分子ヲ成スニ至ル。此自覺トハ即チ当事者ノ双方ガ有スベキモノニシテ茲ニ所謂主觀の合致ナルモノヲ組成スルモノトナル。故ニ契約ハ所謂主觀の合致ナルモノヲ以テ契約ノ組成分子ト為スモノト云ハザルベカラズ。

然ラバ法律ハ一般ニ主觀的ノ合致ヲ以テ契約ノ組成分子ト為スヤト云フニ、法律モ亦契約ノ根本觀念トシテハ主觀的ノ合致ヲ要求スルモノト云ハザルベカラズ。之ハ各国ノ民法ノ条文ヲ見ルトキハ自ラ明カナリ。蓋シ殆ド凡テノ国ノ民法ガ此点ニ付キ必ズ多少ノ規定ヲ設クルガ故ナリ。然ラバ我民法ハ如何ト云フニ之モ亦契約ノ根本觀念トシテ主觀的ノ合致ヲ要求スルモノト云ハザルベカラズ。

元来法律ハ自然的ノ根本觀念ニシテ特ニ之ヲ規定スルコトヲ要セザルモノアルトキハ勿論特別ノ規定ヲ設ケザルヲ常トス。然ラバ斯ノ如キ觀念ニ付テハ全ク規定ヲ欠ケルモノト解スベキカ或ハ尚規定存在スルモノト解スベキカト云フ

ニ、斯ノ如キ觀念ハ直接法律其モノヲ根拠トシテ解釈スルヲ得ザルモ、唯法律ハ之ヲ絶対ニ必要ナルコトヲ前提トシテ其規定ヲ設ケタルモノト見ザルベカラズ。例ヘバ前例ニ於テ述ベタル客觀的ノ合致ガ契約ノ根本觀念ニ属スルコトハ何人モ之ヲ争フコトナシ。故ニ我民法ノ如キモ之ニ付テハ特別ノ規定ヲ設クルコトナシ。然ラバ特別ノ規定ナキガ故ニ全ク此根本觀念存セズト解スベキカト云フニ決シテ然ラズ。少ナクトモ民法学者ノ中何人ト雖モ我民法ヲ解釈スルニ付テ客觀的ノ合致ガ契約ノ組成分子ニ非ズト解スル者之アルコトナシ。尚厳正ニ云ヘバ客觀的ノ合致ガ契約ノ組成分子ニ非ズト云フ論ハ真面目ニ之ヲ為スコト不可能ト云ハザルベカラズ。

主觀的ノ合致モ亦契約ノ根本觀念ニ属スルモノナリ。此点ニ付テハ争ナキニ非ザルモ前述ノ所ヨリ此合致ガ契約ノ根本觀念ニ属スルコト自ラ明カナリ。故ニ我民法ハ之ニ付テハ何等特別ノ規定ヲ設ケズ。然レドモ特別ノ規定ナキノ理由ニヨリ此觀念ヲ規定ノ前提トナシタリト云フコトヲ否認スルコトヲ得ズ。其理由ハ此根本觀念ヲ前提トスルノ結果トシテ之ヲ制限シ又ハ拡張スルニ付テ特別ノ規定ヲ設ケタレバナリ。此等ノ特別ノ規定ハ右ノ前提ナシトセバ決シテ之ヲ設クルコト能ハザルナリ。其特別ノ規定トハ如何ト

云フニ第九七条、五二一条以下及び七七五条、八四八条等ナリ。

今契約締結ノ各種ノ場合ヲ見ルニ我民法ハ単ニ客觀的ノ合致ノミヲ以テ足レリトセス、必ズ其他ニ主觀的ノ合致若クハ事實上ニ於テ主觀的合致ヲ可能ナラシムヘキ一定ノ事實ヲ要求セリ。左ニ場合ヲ分ツテ之ヲ説明スベシ。

甲 對話者間ノ場合

契約締結ノ場合ニ於テハ二個ノ意思表示方順次ニ為サルルヲ通例トス。即チ当事者ノ一方ガ先ス意思表示ヲ為シ而シテ後ニ相手方ガ之ニ對シテ意思表示ヲ為スヲ通例トス。

對話者間ノ場合ニモ亦然リ。然レドモ前ニ研究ヲ要スルハ對話者間ニ於ケル意思表示ノ効力發生ノ問題ナリ。之ニ付テハ從來我國ニテモ独逸ニテモ常ニ議論アリ。其理由ハ之一ニ特別ノ規定ノ設ケナキガ故ナリ。何故ニ法律ハ特別ノ規定ヲ設ケザルヤト云フニ之蓋シ從來ノ立法ノ習慣若クハ情性ニ因ルトモ云フベキナリ。即チ對話者間ニ於テハ意思表示ハ表白セラルルト同時に知セラルルヲ常トスルガ故ニ別ニ規定ヲ設ケズトモ實際上差支ナキモノト見タレハナリ。

然ルニ學者間ニハ議論アリ。一派ノ學者ハ隔地者間ニ関ス

ル規定ヲ根拠トナシ之ヲ準用スルヲ以テ立法者ノ意思ニ適スト為セリ。然ルニ他ノ一派ノ學者ハ立法者ハ此場合ニ對シテハ特別ノ規定ヲ設クルヨリモ寧ロ實際ニ起ル所ノ自然ノ狀態ニ一任スルヲ正当ト見タルモノト云ヘリ。余ハ第二ノ見解ニ賛成スルモノニシテ、即チ立法者ハ凡テノ事項ヲ悉ク規定スルコト能ハザルガ故ニ、疑アル場合ニ付テ特ニ規定ヲ設ケ其他ノ場合ハ實際上起ル現象ヲ尊重シ之ヲ前提トシテ法律ヲ編纂シタルモノト云ハサルベカラズ。故ニ此對話者間ノ場合ニ意思表示ノ効力發生ノ時期ハ到達主義ニ基キ決スベキカ又ハ了知主義ニ基キ決スベキカノ議論アレドモ、上述ノ理由ニヨリ了知主義ニ基キテ之ヲ決スルヲ正当ト認ム。

從ツテ此場合ニ於テハ契約ハ当事者各自ガ相手方ノ意思表示ノ内容ヲ了知シタル時ニ於テ成立スルモノト云ハサルベカラズ。今茲ニ特ニ對話者間ノ意思表示ナルモノヲ引用シテ説明スル目的ハ即チ此終リノ点ニアルナリ。相手方ノ意思表示ノ内容ヲ了知シタル時期ニ契約ガ成立スルモノト為ストノ議論ニ到達スルトキハ、茲ニ主觀的ノ合致ガ成立スト云フ議論現ハル。但シ此場合ニハ一方の主觀的合致ナリ。即チ意思表示ノ内容ヲ了知スルト云フハ承諾ノ意思表示ノ内容ナリ。故ニ一方の主觀的ノ合致存在スト云ハザ

ルベカラズ。但シ他ノ一方ニ於テモ同一ノ主觀的合致成立スルモノト云ハザルベカラズ。如何トナレバ他ノ一方モ亦自己ノ意思ト相手方ノ意思一致スルヲ了知スルハ勿論ナレバナリ。

以上述べタル所ハ普通ノ場合ナリ。即チ当事者ノ一方ガ先ズ意思表示ヲ為シ然レ後ニ相手方ガ意思表示ヲ為ス場合ナリ。然ルニ對話者間ニ於テ契約ノ二個ノ意思表示ガ同時ニ為サルコトアルベキヤ否ヤ。元來理論上ヨリ云フトキハ二個ノ意思表示ガ精密ニ同時ニ為サルコトハ不可能ナリト云ハザルベカラザルベシ。然レドモ實際上ノ取引ニ於テハ多少ノ時間ニ相違アルモ尚同時ト見テ之ヲ取扱フヲ便宜トスルコトアリ。故ニ茲ニ同時トハ斯ノ如キ場合ヲ指シテ云フナリ。斯ノ如キ意味ニ於テハ契約ノ二個ノ意思表示ハ同時ニ為サル場合アリト云ハザルベカラズ。例ヘバ停車場ニ於テ旅客ト荷物ノ取扱人トガ同時ニ意思表示ヲ為シ之ニ依リテ荷物持運ノ契約ヲ締結シタル場合ノ如キハ独逸ニ於テ多クノ学者ノ引用スル例ナリ。

茲ニ於テカ問題ヲ生ズ。契約ナルモノハ申込及ビ承諾ト云フ方法ニテ時間上順次ニ二個ノ意思表示ヲ為スニ非ザレバ之ヲ締結スルコトヲ得ザルモノナリヤ否ヤノ問題之ナリ。之ニ付テハ從來學者間ニ一大論議アリテ、或ハ同時ニテハ

契約ハ締結スルヲ得ズト為シ或ハ同時ニテモ之ヲ為シ得ト為シ此見解ノ兩者ニ多数ノ贊成者アリ。然レドモ此問題ハ隔地者間ニ於ケル契約締結ニ関スルガ故ニ隔地者間ノ契約ノ場合ニ詳論スルコトスベキモ、余ハ契約ハ申込及ビ承諾ト云フ順序ニ依ラザルモ同時ニテモ尚締結シ得ルト云ヘル説ニ贊成スルノモナリ。但シ其理由ハ後ニ述ブベシ。然ラバ其場合ニ於ケル契約成立ノ時期如何ト云フニ、此場合ニハ契約ハ当事者各自ガ二個ノ意思表示ノ内容ノ同一ナル旨ヲ自覺シ了リタル瞬間ニ成立スルモノト云ハザルベカラズ。故ニ此場合ニ於テモ亦当事者双方ノ側ニ於テ主觀的合致ガ成立スルモノト云ハザルベカラズ。

乙 隔地者間ノ場合

此場合ハ二個ニ分ケテ説明スルヲ便宜トス。

(一) 二個ノ意思表示ガ順次ニ為サルル場合

隔地者間ノ契約締結ノ場合ニモ二個ノ意思表示ハ順次ニ為サルルヲ通例トス。而シテ我民法ハ独逸民法ト同ジク此場合ニ特別ノ条文ヲ設ク。何故ニ諸国ノ法律ガ単ニ此場合ニ関シテ特別ノ規定ヲ設ケタルカト云フニ日々ニ現ルル大多数ノ契約締結ハ此形式ニ於テ為サルルガ故ナリ。即チ此

場合ニ於テハ立法政策トシテ便宜上契約ノ根本觀念ニ對シテ制限ヲ加ヘタルモノト云ハザルベカラズ。即チ其制限トハ以下ノ狀態ニ依リテ明カナリ。申込者ハ二個ノ意思表示ノ内容ノ同一ナル旨ヲ事實上ニ於テハ自覺スルヲ要セス、即チ単ニ承諾ノ意思表示ガ申込者ニ到達スルコトニ依リテ充分ナリトセリ。之即チ根本觀念ニ對スル制限ナリト云ハザルベカラズ。故ニ申込者ノ側ニ於テハ主觀的ノ合致ナルモノハ成立スルコトナシ。然ラバ主觀的ノ合致ノ場合ニ何等カノ法律事實存在スルヲ要スルヤ否ヤト云フニ、法律ハ一定ノ事實ヲ以テ主觀的合致ノ代用タラシメタルモノト云フコトヲ得。其一定ノ事實トハ即チ到達ト云フ事實ナリ。此点ニ於テハ我民法上ニ一大論議アレドモ矢張り余ハ承諾ノ意思表示ニ関シテハ到達主義ヲ採リタルモノト信ズ。反對論者ハ発信主義ヲ採リタリト為セドモ其理由若クハ根拠ニ至リテハ全ク見ルニ足ルモノナシ。其ノミナラズ反對論者ハ其根拠ヲ合理的ニ説明スルコト不可能ナリト云ハザルベカラズ。今承諾ノ意思表示ニ付テ到達主義ヲ採リタリト為ストキハ此点ニ関スル主觀的ノ合致如何ト云フニ、承諾者ノ側ニ於テハ主觀的ノ合致成立スルモノト云ハザルベカラズ。即チ承諾者ハ申込ノ意思表示ヲ了知スルニ非ザレバ承諾スルコト能ハズ。而シテ申込ノ内容ト自己ノ承諾ノ内

容トカ相合致セル旨ヲ自覺セザルベカラズ。故ニ此場合ニ於テハ少クトモ承諾者ノ側ニ於テハ主觀的ノ合致存在スルモノト云ハザルベカラズ。即チ此主觀的ノ合致ハ契約ノ重要ナル組成分子ヲ成スモノト云ハザルベカラズ。

(二) 二個ノ意思表示ガ同時ニ為サルル場合

此場合ハ所謂交叉申込 (Kreuzofferte) 若クハ二重申込 (Doppelofferte) ト称スル場合ニシテ、極メテ稀ニ起ル場合ナルモ而モ学理ノ研究ニ於テハ最も重要ニシテ興味アル所ナレバ古来学說ノ焦点タル有名ナル場合ナリ。

例ヘバ東京ノ甲が大坂ノ乙ニ對シ一個ノ机ヲ十円ニテ売ルノ決意ヲ為シ之ヲ書面ニ認メテ乙宛ニ郵送シ而シテ大坂ノ乙モ亦東京ノ甲ヨリ同一ノ机ヲ十円ニテ買フノ決意ヲ為シ之ヲ書面ニ認メ甲宛ニ郵送シタル場合ノ如シ。此場合ニ契約ガ成立スベキヤ否ヤハ即チ古来ノ一大問題ナリ。学說ハ大略二個ニ分レタリ。即チ一派ノ学者ハ消極說ヲ採リ契約ハ成立セズト為シ他ノ一派ノ学者ハ積極說ヲ採リ契約ハ成立スト為ス。何レノ說ニ對シテモ大略十数名ノ主ナル学者ノ賛成アリ。故ニ其学說ヲ詳ク引用スルトキハ極メテ煩雜トナルガ故ニ唯其大要ヲ紹介シ然ル後ニ卑見ヲ述ブベシ。先ズ消極說論者ノ説明ヨリ云ヘバ其論旨ハ、契約ノ二個ノ

意思表示ハ之ヲ為スコトヲ必要トスルノミナラズ必ズ他ノ意思表示ニ対シテ為スコトヲ必要トスト云フヲ以テ其出发点タル根拠ト為スナリ。換言スレバ申込ナル意思表示ハ期待サレタル承諾表示ニ対シテ為サルコトヲ要シ、又承諾ナル意思表示ハ現存スル其申込表示ニ対シテ為サルコトヲ要ス。更ニ約言スレバ二個ノ意思表示ハ申込及ビ承諾ト云ヘル関係ニ立ツコトヲ要スト云ヘリ。此出发点ノ根拠ハ如何ナルヤト云フニ、一方ニ於テハ法規ヲ根拠トシ他ノ一方ニ於テハ当事者ノ自然ノ心理状態ニ根拠スト云フ。而シテ此消極説論者ノ其他ノ理由ハ極メテ数多ナルモ何レモ其理由ノ起因ト見ルベキモノハ即チ其出发点ニ他ナラズ。積極的論者ノ説明スル所ニ依レバ消極説ノ前提トスル根拠ハ其自身ガ一大誤謬ナリト云ハザルベカラズ。何故ニ二個ノ意思表示ガ申込及ビ承諾ノ関係ニ立ツニ非ザレバ契約ハ成立スル能ハザルヤ、消極論者ハ其出发点タル根拠ヲ先ズ証明シテ然ル後ニ其論旨ヲ進メサルベカラザルノ義務アルニ拘ラズ、消極論者ノ中其点ヲ明カニ説明スル者全ク之アルコトナシ。消極論者ノ根拠トシテ稍見ルベキハ實際上ノ生活ナリ。即チ實際上ノ生活ニ於テハ大多数ノ契約ハ申込及ビ承諾ノ関係ニ立ツハ事実ナリ。然レドモ何故ニ此事実ノミヲ以テ凡テノ場合ヲ律セントスルヤ此点ガ即チ消極論

者ノ弱点ナリト云ハザルベカラズ。何トナレバ對話者間ノ場合ニ於テハ契約ハ申込承諾ノ関係ニ立タザルモ尚締結セラルル場合之ナキニ非ズ。然ルニ隔地者間ノ場合ニハ全クスノ如キ契約ハ絶無ナリト云フヲ得ベキカ。後ニ詳論スルガ如ク隔地者間ノ契約ニ於テモ申込及ビ承諾ノ関係ニ立タザルモ尚契約成立スル場合存スルモノト云ハザルベカラズ。大多数ノ立法例ハ契約締結ノ方法トシテ申込及ビ承諾ニ関スル規定ノミヲ規定スルハ事実ニシテ敢ヘテ此事実ヲ否認スルニハ非ザルモ、唯其立法例ハ此方法以外ノ締結方法ヲ禁止スル明文ヲ設ケザルノミナラズ其立法例ニ存スル規定自身モ亦強行法ノ性質ヲ有スルコトナシ。何トナレバ申込及ビ承諾以外ノ他ノ方法ハ凡テ皆公序良俗ニ反スルモノト見ルコトヲ得ザルハ明カナレバナリ。殊ニ上述ノ二重申込ノ方法ガ公序良俗ニ反セザルハ勿論ナリ。故ニ今日ニ於テハ外国ニ於テモ亦我國ニ於テモ有力ナル学者ハ皆此場合ニ契約ハ成立スルトノ説ヲ採レリ。唯独逸民法ハ我民法ト同ジク此場合ニ付テ特別ノ規定ヲ設クルコトナシ。故ニ此場合ニ於ケル意思表示ガ果シテ申込若クハ承諾ト云ヘル名称ヲ受クベキヤ否ヤハ問題ナリ。然レドモ法典ニ云フ申込若クハ承諾ナル名称ハ此場合ニ於ケル意思表示ニハ之ヲ附スルヲ得ズ。何トナレバ申込承諾ト

云フ意思表示ニハ時間上必ズ順次ト云フ事実ガ存スレバナリ。故ニ此意思表示ニ対シテハ特別ノ名称ヲ附セズ単ニ意思表示若シクハ契約の意思表示ト云フノ他ナシ。従ツテ此意思表示ノ効力発生ニ関シテハ申込及ビ承諾ニ関スル規定ノ適用ヲ為スラ得ズ唯一般ノ規定ノ適用ヲ為スニ過ギズ。

茲ニ一般ノ規定トハ意思表示ニ関スル一般規定ヲ云フナリ。今一般ノ規定ニ依ルトキハ独逸民法ニ於テハ意思表示ノ効力発生ニ付キ到達主義ヲ採リタルコト一般ニ學者ノ知ル所ナルヲ以テ、此場合ニモ効力発生ノ時期如何ハ到達主義ニ従ツテ決定スベキモノナリ。今之ニ依ルトキハ二個ノ意思表示ノ到達順ヲ見テ最後ノ到達時期ガ即チ契約成立ノ時期トナル。若シ又偶然ニ二個ノ意思表示ガ同時ニ到達セルトキハ勿論其時期ヲ以テ契約成立ノ時期ト見ルナリ。然ラバ此場合ニハ主觀の合致ハ如何ナル状態ニアルカト云フニ、此主觀の合致ハ到達主義ノ結果トシテ事實上ハ存在セズ唯到達ト云ヘル事実其モノヲ以テ主觀の合致ノ代用ヲ為サシメタルモノト見ルノ他ナシ。此意味ニ於テハ当事者双方何レノ点ヨリ見ルモ主觀の合致ノ存スルモノト見ルノ他ナシ。以上二個ノ意思表示ノ内容ノ自覚ニ付テ論述シタル所ヲ總合スレバ、契約ノ成立シ得ル凡テノ場合即チ對話者間ニ於ケル各種ノ場合及ビ隔地者間ニ於ケル各種ノ場合ニ於テ、

凡テノ契約ガ常ニ必ズ二個ノ主觀の合致若クハ其代用タルベキ事実ヲ以テ其組成分子ト為スモノト云ハザルベカラズ。而シテ此組成分子ハ又契約ノ一大特質ヲ成スモノト云ハザルベカラズ。但シ此点ニ付テハ反對論アルガ故ニ之ニ付テ少シク論ズベシ。

之ニ対スル反對論ハ此組成分子ハ一大特質ニ非ズト為スモノナリ。即チ意思表示ノ効力ノ発生ナル到達ト云フ事実若クハ實質的ノ主觀の合致ト云ヘル事実ハ、必ズシモ契約ノミニ存スル事実ニ非ズシテ他ノ法律行為ニモ屢々生ズル事実ナルガ故ニ特質トスルニ足ラズト云フナリ。反對論ノ主旨ハ從來ノ法学上ヨリ見レバ不当ナラザルガ如キモ、今日ニ於テハ一大謬見ト云ハザルベカラズ。如何トナレバ從來ノ法学上ニ於テハ例ヘバ決議ノ法律上ノ性質ノ如キハ殆ド研究セラレタルコトナシ。然ルニ今日ニテハ決議ノ性質ト契約ノ性質トヲ比較スルニ如何ナル相違アリヤト云フニ、此間ノ重要ナル相違点ハ矢張り主觀の合致ノ存否如何ト云ハザルベカラズ。故ニ此点ヨリ見ル時ハ此組成分子ハ少クトモ決議ニ対スル契約ノ特質ト云ハザルベカラズ。何トナレバ後ニ詳論スルガ如ク此特質ハ契約ナル法律行為ト決議其他ノ法律行為トノ區別ニ於テモ一大標準ヲナスコトアレバナリ。而シテ其実益如何ト云フニ、此特質ヲ有スルモノ

ニ限リテ契約ニ特別ナル規定ノ適用アリ、此特質ナキ法律行為ニ対シテハ此等ノ規定ノ適用ナキ点ナリトス。此点ハ各国ノ契約ニ特別ナル立法例ヲ引用シテ詳細ニ研究スル時ハ極メテ興味アリ又學問上ノ利益アルモノナレドモ今此処ニハ繁ヲ避ケテ論及セズ。

ホ 契約ト他ノ法律行為トノ區別

此區別ヲ明カニスルニ付テハ、先ズ先決問題トシテ一個ノ法律行為ノ当事者ノ数如何ノ問題ヲ解決セザルベカラズ。従来ノ法学上ニ於テモ当事者ノ觀念ニ付キ研究ヲ為サザルニハ非ザルモ未ダ正確ナル標準ヲ定メタルモノナシト云フモ不可ナシ。元來当事者トハ如何ナル意味ヲ有スルカト云フニ、或ハ単ニ之ヲ法律行為ニ関与スル者ト云フヲ得ベク、或ハ法律行為ヲ作成シタル者ナリト云フコトヲ得ベシ。然レドモ斯ノ如キ解釈ハ極メテ漠然トシテ到底其真義ヲ知ルコト能ハズ。故ニ先ズ此当事者ノ数ヲ定ムルニ付テノ標準ヲ明カトシテ然ル後ニ当事者ナル者ノ意味ヲ知ルノ他ナシ。此標準ヲ定ムルニ付テモ或ハ法律行為ノ点ヨリ觀念スルコトヲ得、或ハ又法律行為ノ効力ノ点ヨリ觀念スルコトヲ得。先ズ種々ノ標準ヲ挙ゲテ其中何レガ正当ナルカヲ論証スル

ノ他ナシ。

第一ニ表意者ノ数ハ之ヲ当事者ノ数ヲ定ムルノ標準ト為スコトヲ得ルヤト云フニ、或場合ニハ之ヲ以テ標準ト為スコトヲ得ルガ如ク見ユルモ而モ一般的ニハ之ヲ標準ト為スコトヲ得ズ。如何トナレバ表意者ノ数ハ常ニ必ズシモ当事者ノ数ト一致スルモノト云フヲ得ザレバナリ。例ヘバ場合ノ如何ニヨリ表意者數十人アルモ其当事者ノ数ハ一個ナルコトアリ。例ヘバ數十人が共同ニテ一個ノ寄付行為ヲ為ス場合ニハ表意者ハ數十人ナルモ其行為ノ当事者ハ一個ナリト云ハザルベカラズ。之各種ノ法律ノ規定ヲ参照スル時ハ自ラ明カトナルナリ。又數十人が普通ノ契約ヲ為ス場合ニハ其表意者數十人ナルモ其当事者ハ唯二個ナリト云ハザルベカラズ。又數十人が組合契約ヲ為ス場合ニハ表意者ハ數十人ニシテ当事者モ亦數十個ナリト云ハザルベカラズ。然ノミナラズ表意者ハ一人ナルモ当事者ハ二個ナルコトアリ。例ヘバ相手方アル單獨行為ノ如キモノニシテ相殺又ハ債務免除ノ如キ場合之ナリ。此故ニ表意者ノ数ハ当事者ノ数ヲ定ムルノ標準ト為スコトヲ得ズ。

第二ニ意思表示ノ数ハ当事者ノ数ヲ定ムルノ標準ト為シ得ルヤ否ヤト云フニ之又標準ト為スコトヲ得ズ。何トナレバ意思表示ノ数ハ必然的ニ表意者ノ数ト一致スルモノナレ

バナリ。場合ニ依リテハ数十人ノ意思表示ハ一個ノ意思表示ト看做スコトナキニ非サルモ厳正ニ云フ時ハ其意思表示ハ数十個ノ意思表示ト云ハザルベカラズ。從ツテ前上ニ於テ表意者ノ数ニ付テ述ベタルト同一ノ理由ニ依リ意思表示ノ数ハ当事者ノ数ヲ定ムル標準ト為スヲ得ズ。

第三ニ法律上ノ効力ヲ及ボス人ノ数ハ如何ト云フニ之又標準ト為スコトヲ得ズ。例ヘバ一方ノ側ニ於テ数人ガ一個ノ契約ヲ解除スル場合ニハ其解除ハ其数人ニ對シテ其法律上ノ効果ヲ及ボスモ、而モ法律ハ其数人ヲ以テ數個ノ当事者ト為サズ單一一個ノ当事者トシテ取扱フコトトセリ。然ノミナラズ其相手方数人アル場合ト雖モ之又一個ノ当事者トシテ取扱フコトト為シタリ。殊ニ我民法ニ於ケル立法方法ヲ見ルニ、多數当事者ノ債權ト題シタル場合ノ如キハ極メテ大ナル疑問ヲ生ジタルモノナルモ此点ニ付テハ大イニ注意スルコトヲ要ス。元來当事者ト云フ文字ハ法律行為ヲ作成スル者ヲ指示スベキ文字ナリ。然ルニ法典ハ此文字ヲ以テ權利ノ主体ヲ指示スルコトト為シタリ。之我民法ガ屢々學者ニ依リテ非難サルル所以ナリ。之ニ反シテ独逸民法ハ之ニ該當スル場所ニ於テ債權者及ビ債務者ノ多數ト題シタリ。之ハ正當ナリト云ハザルベカラズ。即チ連帶債務關係等ノ債權者又ハ債務者数十人アルモ、此数十人ヲ以テ

其債權關係ノ發生原因タル法律行為為数十個ノ当事者トナスノ精神ニハ非ズ。此等ノ法律行為ニ於テハ当事者ノ數ハ通例二個ニ過ギザルガ故ナリ。

要スルニ權利ノ主体ト云フコトト当事者ト云フコトトハ厳正ニ之ヲ區別スルヲ要ス。權利ノ主体ハ数十人ナルモ尚當事者トシテハ一当事者ナルコトアリ得ルナリ。殊ニ權利ノ主体ト云ヘル語ハ極メテ広汎ナル意味ヲ有シ苟モ如何ナル種類ノ權利ト雖モ之ヲ有スル者ハ凡テ權利ノ主体ナリト云ハザルベカラズ。例ヘバ一個ノ土地ヲ所有スル者ガ他人ト何等ノ法律上ノ關係ヲ有セズト雖モ其人ハ其所有權ノ主体ナリト云ハザルベカラズ。然ルニ其場合ニハ此者ヲ當事者ナリト云フヲ得ズ。何トナレバ當事者トハ單一權利其モノニ關係ヲ有スルモノニ非ズシテ權利ノ發生原因タル法律要件ノ作成ト云フコトニ關係ヲ有スルモノナレバナリ。從ツテ常ニ當事者ナル者ハ他人トノ間ニ法律關係ヲ有スル者ナリ。

然ラバ真ノ標準ト見ルベキモノハ何ナルヤト云フニ、立法論トシテハ種々ノ見解ヲ立ツルコトヲ得ルガ故ニ立法論ハ如何ナル結論ヲモ採リ得ズ。故ニ解釈論トシテ研究セザルベカラズ。解釈論トシテハ法律ノ規定上必要欠クベカラザル規定ヲ前提トシテ之ヲ定ムル他ナシ。今此根拠ニヨル

時ハ、法律行為ノ内容若シクハ法律上ノ効果ガ之ニ關係スル所ノ人ニ対シ同一ノ意義ヲ有スルカ又ハ別異ノ意義ヲ有スルカヲ標準トシ之ニヨリテ当事者ノ数如何ヲ定ムルヲ正確ナリト認ム。

之ヲ先ズ理論ノ方面ヨリ説明スレバ、元來法律行為ノ内容若クハ法律上ノ効果ト云フモノハ、之ニ関与スル人ニ対シテ利害ノ關係ヲ及ボスモノタルコトハ明カナリ。此意義ガ同一ノ意義ナリヤ又ハ別異ノ意義ナリヤハ利害關係ヲ基礎トシテ立言シタルナリ。即チ同一ノ意義トハ或人ニ対シ同一ノ利益ヲ与ヘ若クハ同一ノ損失ヲ被ラシムルヲ云フナリ。之ニ反シテ別異ノ意義トハ或人ニ対シテハ損失ヲ被ラシメ他ノ人ニ対シテハ利益ヲ得セシムルノ義ニシテ利害ガ相反対スル意味ヲ云フナリ。即チ之ニ依ルトキハ一個ノ法律行為ノ内容若クハ法律上ノ効果ガ之ニ関与スル数人ニ対シ同一ノ意義ヲ有スルトキニハ、其数人ハ相結合シテ一個ノ当事者ヲ組成スルモノナリ。例ヘバ数人ガ共同シテ一個ノ寄付行為ヲ為ス場合ノ如シ。之ニ反シテ一個ノ法律行為ノ内容若クハ法律上ノ効果ガ之ニ関与スル数人ニ対シテ二個ノ別異ノ意義ヲ有スルトキハ、其数人ハ二個ニ分カレテ夫々二個ノ当事者ヲ組成スルコトトナルナリ。例ヘバ普通ノ契約又ハ相手方アル単独行為ノ場合ノ如シ。若シ又法律行為

ノ内容若クハ法律上ノ効果ガ数人ニ対シテ三個以上ノ別異ノ意義ヲ有スルトキハ其数人ハ三個以上ノ当事者ヲ組成スルガ如シ。例ヘバ組合契約ノ場合ノ如シ。

之ヲ要スル二個ノ法律行為ノ当事者ノ数ハ其内容若クハ法律上ノ効果ノ意義ヲ標準トシテ之ヲ定ムベキモノナリ。此故ニ当事者ト云ヘルモノハ直接ニ法律行為ノ効力ヨリ生ズル所ノ意義ニ関シテ初メテ生ズル所ノ觀念ナリ。故ニ法律上ノ効力ヲ離レテハ当事者ナルモノハ決シテ成立スルコト能ハザルモノナリ。茲ニ於テカ一大問題ヲ生ズルモ此問題ハ研究問題トシテ他日ニ譲ル。唯問題ノ要旨ヲ云ヘバ、右ニ述ベタルガ如ク当事者ナル觀念ハ法律上ノ効力ニ關係ヲ有スルモノトセバ、法律行為其モノニ直接關係ヲ有スル者ヲ当事者ト称スベキヤ否ヤノ問題ナリ。例ヘバ代理人ノ如キハ法律行為其モノノ作成ニハ関与スレドモ而モ其法律上ノ効力ニハ何等ノ關係ヲ有スルコトナシ。故ニ右ノ標準ニ依ルトキハ代理人ハ当事者ニ非ズト云ハザルベカラザルニ至ル。又本人ハ代理行為ノ作成ニハ全ク關係セザルモ右ノ標準ニ依レバ本人ハ当事者ナリト云ハザルベカラザルニ至ル。今斯ノ如ク断定スル時ハ代理ニ関スル從來ノ諸大家ノ認メタル原則ヲモ破壊セザルベカラザルノ結果ヲ生ズルコトアルベシ。之即チ此問題ヲ以テ一大根本問題ト認メタ

ル所以ナリ。

次ニ此講義ノ初メヨリ述べ来ルコトヲ総合シテ契約ノ重要ナル特質ヲ約言セン。契約ト云ヘル法律行為ハ上述ノ如ク三大特質ヲ有スルモノナリ。換言スレバ他ノ法律行為ト區別セラルベキ重要ナル性質ヲ有スル三個ノ法律要件分子ヲ有スルモノナリ。

即チ第一ハ二個ノ当事者ノ中其一方ノ意思表示及ビ他ノ一方ノ意思表示ガ共ニ当事者各自ニ対シテ反対ノ意義ヲ有スルコトヲ要スルモノナリ。

第二ニ二個ノ当事者双方ヨリ出デタル數個ノ意思表示ガ同一ノ内容ヲ有スルコトヲ要ス。

以上二個ノ特質ハ從來特ニ之ヲ數ヘタル者之ナキモ、法学上ニ於テハ少ナクトモ暗々裏ニ認メラレタルモノニシテ何人モ之ヲ争フコトヲ得ザルモノナリ。

第三ハ当事者双方又ハ一方ニ於テ數個ノ意思表示ノ内容ノ同一ナルコトノ自覺若シクハ自覺可能ノ事實存在スルコトヲ要ス。前上ニ於ケル所謂主觀の合致若クハ主觀的合致可能ノ事實ト云ヒタルモノ即チ之ナリ。此第三ノ特質ハ從來ノ法学上ニ於テハ多ク認メラレザルモノニシテ現在ニ於テモ之ヲ争フ者ナキニ非ズ。然レドモ此点ハ研究ノ進ムニ從ヒテ益々精密ニ研究ヲ要スベキ点ニシテ、此特質ヲ全ク

ナシト見ル反對論ハ固ヨリ謬見ナリト云ハザルベカラズ。之ヨリ以下ニ於テ契約ト他ノ法律行為トノ區別ニ付テ論述セン。

甲 契約ト所謂合同行為トノ區別

合同行為ナル語ハ今日ニ於テハ法学上ニテ屢々學者ノ用フル語ナレドモ法典ニハ未ダ全ク之ナキガ如シ。即チ何レノ法典ニ於テモ斯ノ如キ語ヲ用キタルモノナキガ如シ。之ハ學問ノ研究ガ進歩シテ立法ガ之ニ伴ハザルガ為ナリト云フヲ妥當トスベシ。又他ノ一方ヨリ云フトキハ學問ノ研究ガ尙一層進歩スル時ハ合同行為ノ語ハ之ヲ用キルノ要ナキニ至ルコトアルベシ。其理由如何ト云フニ、所謂合同行為ナルモノノ性質ガ今日ノ學問ノ程度ヨリ以上ニ發達スルトキハ之ヲ分析シテ其組成分子ヲ研究スルコトナルガ故ニ、其組成分子ハ從來ノ何レカノ法律行為ト相一致スルモノアルベキガ故ナリ。今日ノ程度ニ於テハ其性質未ダ充分ニ明カナラザルガ故ニ、所謂合同行為ナルモノノ意義及ビ之ニ屬スル意思表示若シクハ法律行為ノ範圍ニ関シテハ學說分レテ一スル所ナシ。此処ニ今其種々學說ノ概要ヲ述ベンニ、從來ノ學者ガ合同行為ノ場合トシテ論ズル所ヨリ見ルニ其場合ハ三個ナルガ如シ。即チ所謂共同的意思表示ノ場

合決議ノ場合及ビ法人設立行為ノ場合之ナリ。

一 共同的意思表示ノ場合

共同的意思表示ノ場合ト云フハ普通ニ云ヘバ数人ガ共同シテ一方のニ意思表示ヲ為ス場合ヲ云フニ他ナラズ。然レドモ単ニ数人ガ随意ノ契約ニ依リテ共同的意思表示ヲ為ス場合ヲ意味スルニ非ズ。共同のニ而モ一方のニ意思表示ヲ為スコトヲ要スル場合ヲ指シテ云フナリ。例ヘバ数人ガ一ノ契約ノ解除ヲ為ス場合ノ如シ。今此場合ニ於テハ何故ニ数人ガ共同のニ意思表示ヲ為スコトヲ要スルカト云フニ法律ノ規定ニ依リテ然ルナリ。即チ数人ガ一ノ契約ヲ為シタリト仮定センニ其契約其モノヲ締結スルニ当リテハ其一人ナルト数人ナルトハ其人々ノ随意ナリ。故ニ其契約締結ノ意思表示ハ数人アリテ普通ニ所謂共同的意思表示ニ相違ナキモ、此共同的意思表示ヲ意味スルニ非ズ。唯其契約ヲ解除スルニ付テノ意思表示ハ数人ノ契約ヲ前提トスル以上ハ、必ズ数人ニテ之ヲ為スコトヲ要スルナリ。一人ガ解除ヲ為シ他ノ一人ガ之ヲ為サズト云ヘル状態ハ法律ガ之ヲ許サザルナリ。数人ガ共同シテ解除ヲ為スカ若クハ全ク之ヲ為サザルカ必ズ二者其一ニ出デザルベカラズ。所謂折衷ノ状態即チ一人ガ解除ヲ為シ他ノ一人ガ之ヲ為サザルハ法律之ヲ

許サザルナリ。斯ノ如キ場合ノ共同的意思表示ガ即チ茲ニ云フ共同的意思表示ナリ。

更ニ他ノ例ヲ挙ゲンニ共有者ガ地役權ヲ設定スル場合ノ意思表示ノ如キモ又茲ニ云フ共同的意思表示ナリ。元來地役權ノ不可分性ニ付テハ學者間ニ議論アレドモ通説ハ地役權ハ不可分性ヲ有スト為ス故ニ、数人ニテ一個ノ地役權ヲ設定セントスルニハ地役權其モノノ自然の性質ヨリ設定ノ意思表示ハ必然のニ共同ナラザルコトヲ得ズ。此理由ニヨリ此設定ノ意思表示モ又茲ニ云フ共同的意思表示ニ屬ス。以上述べタル所ガ即チ從來ノ學者ニ依リテ合同行為トシテ指示セラレタルモノナリ。

今斯ノ如キ意思表示ヲ以テ之ヲ一種特別ノ法律行為即チ合同行為ナルモノナリトシテ特ニ研究スルノ価値アリヤ否ヤト云フニ、此問題ガ即チ從來ノ旧説ヲ排斥シテ新ナル學說ヲ立ツルヤ否ヤノ試金石トナルベキ場合ナリ。今新タナル研究者ノ説明ニ依レバ此種ノ意思表示ハ特ニ之ヲ合同行為ト為スハ誤リナリト云フニアリ。即チ此種ノ場合ニ於テハ数人ガ一当事者トシテ共同のニ數個ノ意思表示ヲ為スニ過ギザルガ故ニ、其數個ノ意思表示ヨリナル法律行為ハ普通ノ単獨行為又ハ契約ニシテ何等ノ特殊ノ点即チ特質ヲ有スルモノニ非ズ。一人ガ一当事者トシテ一個ノ意思表示ヲ

為シ以テ右ト同一ノ法律行為ヲ為ス場合ト全ク同一ナリ。
唯其相違ト見ルベキ点ハ組成分子タル意思表示ヲ為ス方法
ノ点ノミニ存スルモ此方法ノ点ニ於テモ方法其自身ニハ相
違アルニ非ズ。方法以外ノ制限的ノ事情ニ相違アルニ過ギ
ズ。然レドモ此事情ト云フハ法律行為以外ニ属スル一事情
ニ他ナラザルガ故ニ之ヲ以テ法律行為ノ性質ヲ決スルノ標
準トナスハ誤謬ナリト云ハザルベカラズ。

——以上 蘆立ノート 契約総則 了——